

# 1章 構想の趣旨及び内容

## 1-1. 構想の趣旨

污水適正処理構想は、下水道、農業集落排水又は浄化槽の污水处理施設が市内全域で利用できるように、それぞれの施設の整備、統合等を計画的に実施していくために策定するものです。

東広島市污水適正処理構想では、公共下水道（単独）<sup>※1</sup>、特定環境保全公共下水道<sup>※2</sup>、農業集落排水<sup>※3</sup>、浄化槽の污水处理施設としての特性等を勘案し、効率的な整備となることを基本として、それぞれの処理区域を設定しています。

※1 公共下水道（単独）：主に市街化区域及び用途地域において、下水を排除・処理する施設で、市町村が事業を行う。

※2 特定環境保全公共下水道：公共下水道（単独）の対象地域以外の人口密集地域において、下水を排除・処理する施設で、市町村が事業を行う。

※3 農業集落排水：農業振興地域において、し尿や生活排水を処理する施設をいう。

## 1-2. 構想の内容

本市では、平成 17 年 2 月の 1 市 5 町の合併後、平成 19 年度に東広島市污水適正処理構想（以下「本構想」という。）を策定しました。このとき、「効率的な污水处理施設整備のための都道府県構想策定マニュアル」（平成 14 年 2 月）に基づき、家屋の連担性<sup>※4</sup>による区域の見直しを行い、広島県污水適正処理構想に位置付けられていた公共下水道区域（単独）1 地区、特定環境保全公共下水道区域の 2 地区並びに豊栄処理区及び入野処理分区の一部並びに農業集落排水区域 14 地区を浄化槽区域としました。

また、平成 25 年度の改訂では、流域関連公共下水道<sup>※5</sup>の区域に東広島中核工業団地、広島空港流通工業団地及び大内原地区を編入し、特定環境保全公共下水道の福富処理区に東広島北部学校給食センターの建設地を編入するとともに、福富処理区及び豊栄処理区の一部を浄化槽区域とする見直しを行いました。

平成 25 年度の改訂後の本構想の計画面積及び計画人口は表 1.1、位置図は図 1.1 のとおりです。

※4 家屋の連担性：区域内の家屋の密集具合をいう。家屋が密集した区域は下水道等により汚水を1か所に集めて処理し、まばらな区域は浄化槽により汚水を処理することが全体的にみて効率的である。

※5 流域関連公共下水道：流域下水道（2以上の市町村の区域を対象として下水を排除・処理するため、都道府県が管理する施設）に接続し、下水を排除する施設で、市町村が管理する。

表 1.1 東広島市汚水適正処理構想の計画面積及び計画人口（平成25年度改訂）

		事業名	区域名	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	
市域全域	公共下水道		東広島	2,799.0	104,500	
			黒瀬	431.6	16,900	
			安芸津	405.0	8,442	
	公共下水道(流域関連)		沼田川(白市)	111.3	3,660	
			沼田川 (白市高屋台)	98.1	-	
			沼田川(河内)	257.1	2,420	
	特定環境保全公共下水道		福富	63.0	520	
			豊栄	111.6	1,200	
	特定環境保全公共下水道 (流域関連)		沼田川(入野)	35.6	720	
	農業集落排水		志和堀	28.8	1,400	
			保田	16.9	870	
			板城	15.0	1,919	
			大内原	-	-	
小型浄化槽 (特定地域生活排水)		小田	-	390		
浄化槽			-	52,059		
合 計				4,373.0	195,000	
汚水 処理 施設	集合 処理	公共下水道		4,102.1	135,922	
		特定環境保全公共下水道		210.2	2,440	
		下水道 計		4,312.3	138,362	
		農業集落排水		60.7	4,189	
		計		4,373.0	142,551	
	個別 処理	小型浄化槽(特定地域生活排水)		-	390	
		浄化槽		-	52,059	
		計		-	52,449	
	合 計				4,373.0	195,000

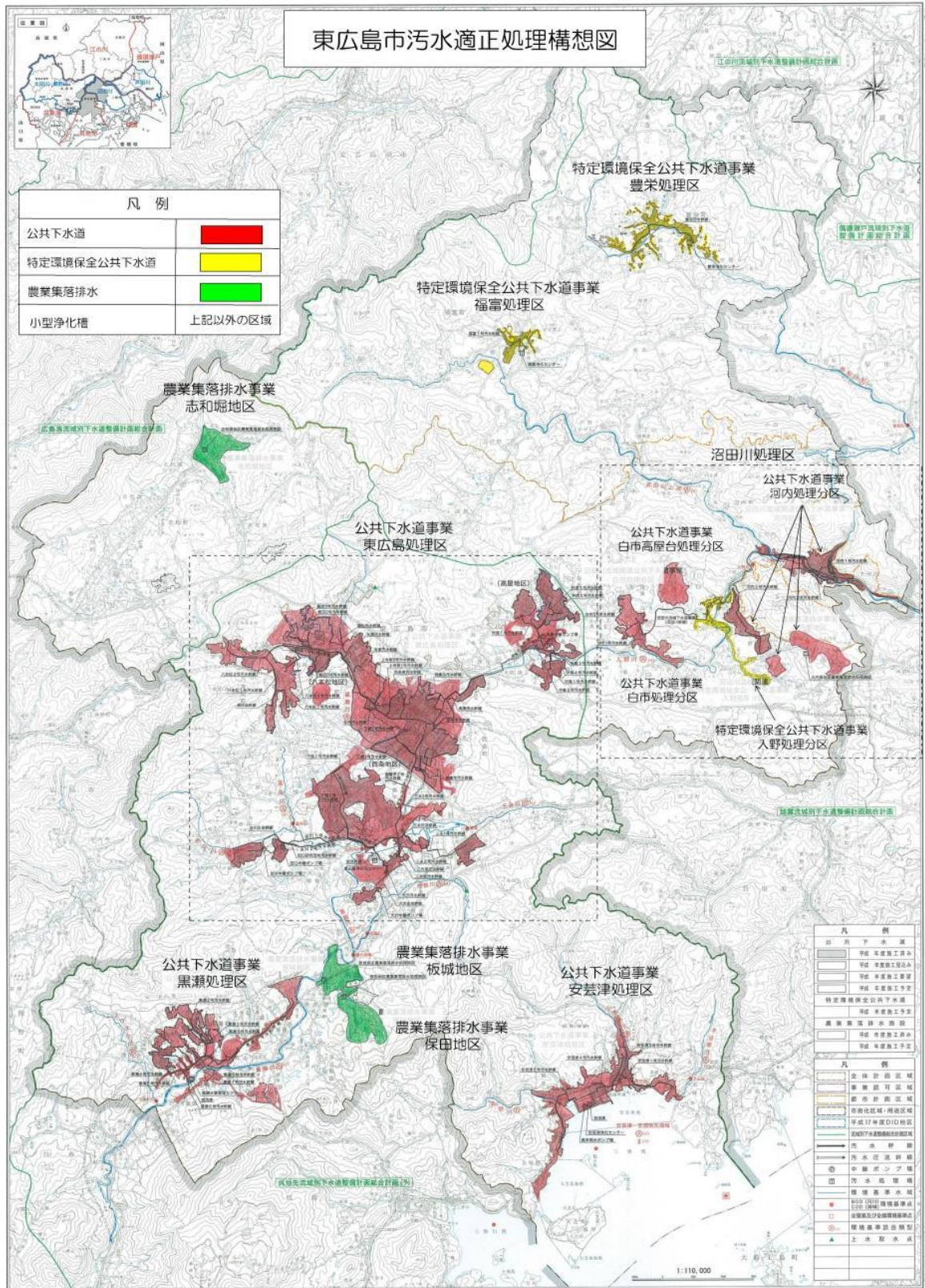


図 1.1 東広島市污水適正処理構想の位置図（平成 25 年度改訂）